

奈良市建設工事等入札参加者入札参加停止措置一覧（令和7年度）

|    | 商号又は名称                      | 所在地                            | 入札参加停止期間                    | 適用条項                             | 入札参加停止理由   |
|----|-----------------------------|--------------------------------|-----------------------------|----------------------------------|--|
| 1  | 新明和工業株式会社                   | 大阪市淀川区宮原三丁目3番31号 上村ニッセイビル      | 令和7年5月1日から同年5月31日まで（1月）     | 第5条4項第1号、同条第7項及び別表第2第2項第3号       | 同社は、大手ゼネコンが発注するエレベーター方式パレット型の機械式駐車装置の設置工事の見積もり合戦に関して、他社と共同して、あらかじめ供給予定者を決定したうえで受注調整を練り返していた。<br>このことが、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するとして、公正取引委員会から、令和7年3月24日付けで、排除措置命令、課徴金納付命令及び課徴金減免制度の適用を受けたため。                          |
| 2  | 株式会社京成設計                    | 奈良市法蓮町428番地の1ルミエール新大宮301       | 令和7年6月13日から同年9月12日まで（3月）    | 第3条第1項及び別表第1第3項第2号               | 本市が発注した奈良市寺山塗装建築設計業務委託において、2ヶ月以上の履行遅滞があったため。   |
| 3  | 株式会社大和日昇建設                  | 奈良市下深川町765番地                   | 令和7年10月6日から令和8年1月5日まで（3月）   | 第3条第1項及び別表第2第7項第4号ア              | 同社は、滋賀県内のマンション新築工事において、労働者が左膝部挫創の傷害を負い4日以上休業したにも関わらず、労働者死傷病報告書を所轄の彦根労働基準監督署に提出せず、法令の定める報告をしなかった。<br>このことが、労働安全衛生法第120条第5号、第100条第1項及び第122条、労働安全衛生規則第97条第1項に違反するとして、令和7年8月21日に彦根区検察庁に略式起訴され、同月25日に彦根簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたため。                         |
| 4  | 株式会社岡島電設工業                  | 奈良県磯城郡田原本町宮古695-1              | 令和7年10月6日から令和8年1月5日まで（3月）   | 第3条第1項及び別表第2第5項第2号イ              | 同社は、「（仮称）山本商事（株）奈良工場新築工事」において、建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、元請業者として同号の政令で定める金額を超える下請負契約を締結した。<br>このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、奈良県が令和7年9月11日付けで、建設業法の規定に基づく営業停止処分を行ったため。  |
| 5  | Dai gas ガスアンドパワーソリューション株式会社 | 大阪市中央区道修町3-5-11                | 令和7年10月24日から令和8年3月23日まで（5月） | 第5条第3項及び別表第2第5項第2号イ及び別表第2第5項第3号イ | 同社は、広島県内、秋田県内及び福島県内の複数の民間発注の工事において、建設業法第26条第1項の規定に違反して、当該工事現場に資格要件を満たす主任技術者を配置しなかった（違反行為①）。また、北海道釧路市内の民間発注の工事において、専任を要する主任技術者として工事現場に配置した（違反行為②）。<br>このことが建設業法第28条第1項及び第3項に該当するとして、大阪府が令和7年9月22日付けで、前記違反行為①について営業停止処分を、また、前記違反行為②について指示処分を行ったため。 |
| 6  | 株式会社大和日昇建設                  | 奈良市下深川町765番地                   | 令和8年1月6日から令和8年4月5日まで（3月）    | 第3条第1項、第8条第2項及び別表第2第7項第4号ア       | 同社は、神戸市西区内の神戸西バイパス橋谷地区改良工事において、労働者が左環指末節骨折等の傷害を負い、4日以上休業したにも関わらず、労働者死傷病報告書を所轄の神戸西労働基準監督署に提出せず、法令の定める報告をしなかった。<br>このことが、労働安全衛生法第120条第5号、第100条第1項及び第122条、労働安全衛生規則第97条第1項に違反するとして、令和7年10月6日に神戸区検察庁に略式起訴され、同日神戸簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたため。                |
| 7  | 株式会社国土建設                    | 奈良市四条大路一丁目10番22号2階             | 令和7年11月25日から令和8年3月24日まで（4月） | 第3条第1項及び別表第2第5項第2号ア              | 同社は、「（仮称）山本商事（株）奈良工場新築工事」において、元請業者である（株）岡島電設工業が建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、下請負業者として、（株）岡島電設工業との間で同号の政令で定める金額を超える建設工事請負契約を締結した。<br>このことが建設業法第28条第1項第7号に該当するとして、奈良県が令和7年10月29日付けで、建設業法の規定に基づく「営業停止処分」を行ったため。                          |
| 8  | 日本交通技術株式会社                  | 大阪市西区難波本町一丁目4番2号（ブライム本町ビルディング） | 令和8年1月20日から令和8年7月19日まで（6月）  | 第3条及び別表第2第2項第3号                  | 同社は、他の事業者と共同して、特定跨線橋点検等業務について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようすることにより、公共の利益に反して、特定跨線橋点検等業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。<br>このことが、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するとして、公正取引委員会から、令和7年12月19日付けで、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。                        |
| 9  | ジェイアール東海コンサルタント株式会社         | 名古屋市中村区名駅五丁目33番10号             | 令和8年1月20日から令和8年2月19日まで（1月）  | 第5条4項第1号、同条第7項及び別表第2第2項第3号       | 同社は、他の事業者と共同して、特定跨線橋点検等業務について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようすることにより、公共の利益に反して、特定跨線橋点検等業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。<br>このことが、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するとして、公正取引委員会から、令和7年12月19日付けで、排除措置命令及び課徴金減免制度の適用を受けたため。                     |
| 10 | 大日コンサルタント株式会社               | 奈良市法蓮寺町1番5号                    | 令和8年1月20日から令和8年2月19日まで（1月）  | 第5条4項第1号、同条第7項及び別表第2第2項第3号       | 同社は、他の事業者と共同して、特定跨線橋点検等業務について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようすることにより、公共の利益に反して、特定跨線橋点検等業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。<br>このことが、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するとして、公正取引委員会から、令和7年12月19日付けで、排除措置命令、課徴金納付命令及び課徴金減免制度の適用を受けたため。             |
| 11 | 株式会社トニチコンサルタント              | 奈良市林小路町15番地1                   | 令和8年1月20日から令和8年2月19日まで（1月）  | 第5条4項第1号、同条第7項及び別表第2第2項第3号       | 同社は、他の事業者と共同して、特定跨線橋点検等業務について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようすることにより、公共の利益に反して、特定跨線橋点検等業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。<br>このことが、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するとして、公正取引委員会から、令和7年12月19日付けで、排除措置命令、課徴金納付命令及び課徴金減免制度の適用を受けたため。             |